

令和4年度 不動産コンサルティング技能試験  
記述式試験＜選択科目-法律＞解答速報

〔設問1〕

|   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
| ① | 追認       | ② | 相当の期間 |
| ③ | 催告       | ④ | 表見代理  |
| ⑤ | 同意権      | ⑥ | 代理権   |
| ⑦ | 家庭裁判所の許可 | ⑧ | 常況    |
| ⑨ | 日用品      | ⑩ | 公正証書  |
| ⑪ | 登記       | ⑫ | 分別    |
| ⑬ | 利益相反     |   |       |

〔設問2〕

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| (1) | 代理権の範囲を超える代理行為を行った | 場合 |
|     | 代理権の消滅後に代理行為を行った   | 場合 |

〔設問3〕

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| (2) | 共同相続人がいる場合、無権代理行為を追認する権利は相続人に |
|     | 不可分的に帰属するため、共同相続人が全員で追認しない限り  |
|     | 売買契約は有効とにならないから。              |

〔設問4〕

|     |                     |
|-----|---------------------|
| (3) | 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時 |
|-----|---------------------|

(注意) 当速報に掲載した解答は、アットホーム(株)が独自に作成したものであるため、予告なく変更される場合があります。  
また、実際の正解とは異なることがありますので、あらかじめご了承ください。  
なお、この解答速報によるいかなる損害等についても、弊社は一切の責を負いかねます。

※合格発表は、令和5年1月13日(金)に(公財)不動産流通推進センターのホームページに『合格者の受験番号』が公表されます。また、合格者に対しては合格通知書の送付が行われます。

**解答内容・合格予想点に関するご質問には、一切お答えしかねますのでご了承ください。**

＜アットホーム(株)アットホームスタディ事務局＞  
TEL. 0120-692-168

受付時間 9:00～17:00 [土、日、祝日、特定日を除く]